

～消費者注意情報～

通信販売サイトの返金手続を装った返金詐欺が急増しています
～「QRコード※決済で返金します」と言われたら要注意！～

令和7年4月23日

相談事例

以前から欲しかった腕時計が定価の半額で売られている通販サイトを見つけ、注文した。代金は前払いで、指定された個人名義の銀行口座に振り込んだ。商品は5日以内に配送予定だったが、3日後に「欠品のため返金する。返金はQRコード決済で行う」と連絡があった。操作を教えると言われ、メッセージアプリの通話で指示されるままに、何度かQRコードの返金手続操作を繰り返したところ、返金されるどころか、商品の倍以上の金額を送金してしまっていた。その後、事業者とは連絡がとれない。(60歳代 男性)

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 決済アプリを利用した返金詐欺の相談が急増しています！

最近、通販サイトのトラブルで、商品注文・支払い後に「欠品のため、二次元（QR）コード決済で返金する」と連絡があり、相手の指示に従って決済アプリを操作したところ、逆に多額の送金を行ってしまったという相談が急増しています。

送金後は事業者と連絡が取れなくなる場合が多く、支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。

★ 「返金手続をします」と言われ、下記項目に該当したら要注意！

- ① 商品欠品の連絡があり、メッセージアプリを登録させ、返金方法に二次元コード決済を指定

銀行振込や現金での返金を求めると連絡が途絶えるなどの特徴があります。

- ② 「二次元コード決済の操作を教える」と言って送金させる

返金手続と称してメッセージアプリで通話するよう促され、「暗証番号の入力」を装って送金額を入力させたり、「返金がうまくいかないので、送金できるかテストで振り込んでみて」等の理由をつけて送金させられたという相談が寄せられています。

(参考) ネット通販の申込時にも注意が必要です。怪しいサイトには下記の特徴がみられます。

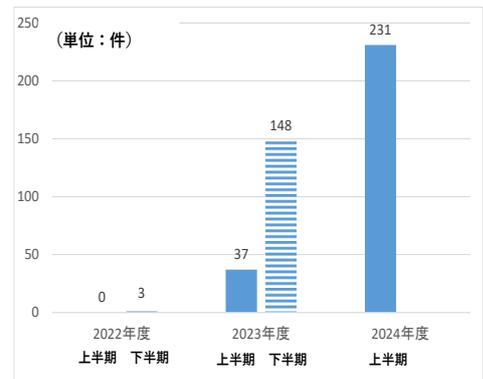
- ・商品代金は個人名義口座への振込みやプリペイド式電子マネーの前払いしか選択できない。
- ・特定商取引法で表示が義務付けられている項目（事業者の名称（氏名）・所在地・電話番号等）がサイトに記載されていない。

★ 不審に感じたら、消費生活センターに相談しましょう

トラブルが生じたり、不審な点があれば、速やかに消費生活センターにご相談ください。また、返金詐欺に遭った場合は、警察にすぐに届け出ましょう。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

通信販売で返金を装う決済アプリを使った詐欺の相談件数の推移（都内）
※2024年度上半期まで



東京都消費生活総合センター
お近くの消費生活センター

03-3235-1155
局番なし188（消費者ホットライン）

○消費生活にかかわる東京都の情報サイト「東京くらしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>

○悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

